

## ご存じですか？ 戸籍謄本等の不正取得

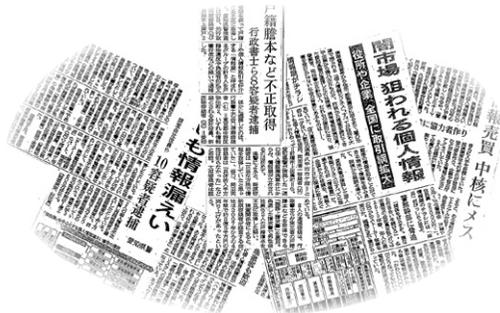
戸籍謄本や住民票の写しなどには、大切な個人情報が含まれています。そのため、交付を請求できるのは、本人や家族、代理人のほか、自己の権利行使や義務を履行するために必要な場合や、8士業（弁護士、弁理士、司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、海事代理士）が業務上必要な場合などに限定されています。

しかし、法に基づく請求に見せかけ、**不正な使用を目的とした請求による不正取得が後を絶ちません。**

不正取得された戸籍等は、結婚差別や就職差別、脅迫や嫌がらせなどに使用されたことがあります。

### 【近年の不正取得事案】

- 2011年(平成23年)、愛知県の法務事務所が職務上請求用紙を偽造して不正取得していたことが発覚。「情報屋」と呼ばれる者を通じて全国的に不正取得された件数は1万件以上と報道されました。また、逮捕後の裁判の中で「85%から90%は結婚相手(の身元調査)と浮気調査に使われていた」と証言されています。
- 2015年(平成27年)には、東京都の司法書士が戸籍等を不正取得したとして法務局から懲戒処分を受けています。



「事前登録型本人通知制度」への登録は、  
戸籍、住民票のある市区町村へ！

市町村名(担当課名)	電話番号
京都市(地域自治推進室) ※手続き先は区役所となります	075-222-3085
福知山市(市民課)	0773-24-7014
舞鶴市(市民課)	0773-66-1002
綾部市(市民・国保課)	0773-42-4245
宇治市(市民課)	0774-22-3141(代)
宮津市(市民課)	0772-45-1614
亀岡市(市民課)	0771-22-3131(代)
城陽市(市民課)	0774-56-4025
向日市(市民課)	075-931-1111(代)
長岡京市(市民課)	075-955-9683
八幡市(市民課)	075-983-1111(代)
京田辺市(市民年金課)	0774-64-1330
京丹後市(市民課)	0772-69-0210
南丹市(市民環境課)	0771-68-0005
木津川市(市民課)	0774-75-1210
大山崎町(税住民課)	075-956-2101(代)
久御山町(住民福祉課)	075-631-9902
井手町(住民福祉課)	0774-82-6164
宇治田原町(税住民課)	0774-88-6633
笠置町(税住民課)	0743-95-2301
和束町(税住民課)	0774-78-3001
精華町(総合窓口課)	0774-95-1915
南山城村(保健福祉課)	0743-93-0104
京丹波町(住民課)	0771-82-3803
伊根町(住民生活課)	0772-32-0503
与謝野町(住民環境課)	0772-43-9030

※担当課名は2017年(平成29年)1月現在のものであり、変更になる場合があります。

※他の都道府県でも制度が導入されている場合があります。詳しくは戸籍又は住民票のある市区町村にお問い合わせください。

このリーフレットに関するお問い合わせは

京都府府民生活部人権啓発推進室 電話075-414-4271  
総務部自治振興課 電話075-414-4446

身元調査等による  
プライバシーなどの権利侵害を防ぐため

あなたも！

戸籍・住民票等の  
「本人通知制度」  
に登録を！！



京都人権啓発推進会議  
(事務局・京都府人権啓発推進室)

身元調査等によるプライバシーなどの権利侵害を防ぎ、一人ひとりを大切にする社会を実現するため

# 「事前登録型本人通知制度」に登録を!

## Q. どのような制度?

### ◆ 第三者への交付をお知らせ

市区町村が、戸籍謄本などを第三者に交付した場合に、あらかじめ登録されている方に対して交付した事実をお知らせする制度です。

※本制度は第三者への交付を差し止めたり、交付請求者の氏名・住所等をお知らせするものではありません。

## Q. 制度のメリットは?

### ◆ 不正取得の早期発見

市区町村からの通知により、第三者に戸籍等を取得されたことがわかりますので、万一、不正取得があった場合でも早期発見が期待できます。

### ◆ 不正取得の抑止効果

多くの方が登録することで、不正取得する側が警戒して、不正取得を抑止する効果が期待できます。

## Q. 登録の方法は?

### ◆ 申請書を市区町村に提出

基本的には、申請書への記入と本人確認書類(運転免許証等)を提示することで登録します。手続きは簡単。無料です。

※市区町村によって申請様式や受付方法などが異なります。詳しくは、市区町村の担当課(裏面に記載)にお問い合わせください。

※市町村のホームページでも確認できます。

本人通知制度 (市町村名) [検索](#)



## 【京都府における不正取得抑止の取組】

戸籍等の不正取得は、以前から度々問題になってきました。2008年(平成20年)5月の戸籍法及び住民基本台帳法の改正により、請求時の本人確認が義務づけられるなどした後も、不正取得事案の発生が続いています。

京都府では、2005年(平成17年)に大規模な不正取得事案が発覚したことを踏まえ、府と市町村で対応策の検討を進め、それぞれの市町村で「本人通知制度」の導入が進んできました。

府内全市町村で、不正取得が判明した場合に被害者本人に告知する制度が2011年(平成23年)8月までに、また、事前に登録した人の戸籍等が第三者に取得された場合に通知する制度が2014年(平成26年)7月までに導入されており、その後も制度の改善に努めています。